

平成 27 年度 税制改正建議書

東北税理士会

目 次

はじめに	1
I 平成 26 年度税制改正大綱について	2
II 税制改正への提言	
1 税制改正に対する基本的な考え方	
(1) 公平な税負担	3
(2) わかりやすい税制	3
(3) 時代に適合する税制	3
(4) 国民のための税務行政	4
2 本建議書の構成	5
III 本年度の重点建議事項	
1 税法上の課税所得と会計上の利益との調和を図るため、法人税法第 34 条の適用要件を緩和し、さらに退職給付引当金、賞与引当金及び貸倒引当金の損金算入を認めること (一部追加)	6
2 担税力に応じた課税と納税者の予測可能性を確保するために、課税上の時価を測定する方法をより明確化すること	8
3 消費税については単一税率を維持すること	11
IV 本年度の建議事項	
税制改正建議項目	
【東日本大震災に係る復旧・復興関連税制等に関する建議事項】	
1 災害税制に関する基本法の制定	12
2 雑損控除関係	12
(1) 所得控除における雑損控除の順序の取り扱い	
(2) 合計所得金額の 10% 足切りの廃止	
(3) 繰越控除の適用順序の取り扱い及び翌年以降の申告要件の緩和 (新規)	
(4) 特定雑損失金額等の繰越控除期間の延長 (新規)	
(5) 災害関連費控除の創設	
3 東日本大震災復興特別区域法の適用要件の緩和	14
(1) 適用区域の限定及び集積業種の限定の解除 (新規)	
(2) 適用対象資産の拡大 (新規)	

4	福島第一原発事故に伴う賠償金に関する特例措置等	15
	(1) 課税される所得補償の賠償金の処理についての特例措置 (新規)	
	①課税の繰り延べ	
	②設備投資に係る固定資産の圧縮記帳	
	③更正の請求	
	(2) 財物補償の賠償金を受けた法人の資産の評価損の損金算入 (新規)	
	(3) 租税特別措置法第25条等 (廃用牛に関する規定) の適用要件の緩和	
5	災害関連準備金の創設 (新規)	16
6	「被災代替資産等の特別償却」の対象資産の拡大	16
7	代替資産を取得した場合の非課税措置の対象者の要件の緩和	17
8	<u>被災事業者が支援機構等から債務免除を受けた場合の特例</u>	17
9	「同時死亡の推定」の税務上の取扱い	17
10	所有者以外の者がする住宅ローン返済資金の贈与税の非課税措置	18

【所得税】

11	青色事業専従者の退職金の必要経費算入	18
12	生計を一にする親族に支払った対価の必要経費算入	18
13	長期譲渡所得の100万円特別控除の復活	18
14	土地等の譲渡損の損益通算及び繰越控除	19
15	離婚に伴い財産を分与した場合の譲渡所得課税の取り扱い	19
16	相続財産を譲渡した場合の取得費の特例	19
17	譲渡所得の計算上抵当権抹消費用等を必要経費に算入すること	20
18	源泉所得税の納期の特例等に関する相続による承継規定の新設	20
19	源泉所得税の納期限を翌月末日とすること	20
20	自家用車通勤者に係る非課税通勤費枠の拡大	20
21	給与所得者に対する申告納税方式の採用	21
22	所得控除の縮減と税額控除制度 (給付つきを含む) の創設	21
23	老年者控除の復活と公的年金等控除の見直し	22
24	要介護の認定書交付と障害者控除の適用	22
25	医療費控除の最高限度額の引き上げ等	22
26	認定NPO法人に対する利子等についての非課税	22
27	準確定申告の期限延長及び延滞税計算の改正 (一部追加)	23
28	財産債務明細書の提出制度の廃止	23
29	電子証明書等特別控除の適用拡大と恒久的な制度化等	24

【法人税】

30	交際費の範囲の見直し	24
31	受取配当金の全額益金不算入	24
32	たな卸資産等の評価方法・減価償却資産の償却方法の変更届出期限の延長	25
33	欠損金の繰戻し還付制度の停止措置の廃止等	25
34	法人清算時の所得に対する課税についての見直し	25
35	特別償却と税額控除の資本金要件について	26
36	環境関連投資促進税制適用対象資産の要件の緩和	26
37	所有権移転外リース取引によって取得した設備等の特別償却	27

【相続税・贈与税】

38	相続開始時において履行義務が確定していない保証債務等の取り扱い	27
39	遺言執行費用等を課税価格から控除すること	27
40	死亡保険金の非課税限度額を1,000万円程度に引き上げること	28
41	相続時精算課税を選択した土地に対する小規模宅地等の減額の特例適用	28
42	使用貸借の場合の小規模宅地等（特定同族会社事業用）の特例適用	28
43	未分割の場合にも農地等の相続税の納税猶予を適用可能とすること	29
44	財産評価において建物を解体撤去したときは建物の評価をゼロとすること	29

【消費税】

45	基準期間による判定制度と事前届出制度の改正	29
46	法人について中間納付額を振替納税することを選択できる制度の創設（新規）	30
47	「一括比例配分方式」から「個別対応方式」への変更制限の廃止	30
48	仕入税額控除の規定を改正前に戻すこと	30
49	調整対象固定資産の課税仕入れ等した場合の特例規定の廃止	31
50	特定の代物弁済等を非課税とすること	31
51	介護保険適用の介護用品のレンタルについては全て非課税とすること	31
52	消費税と石油関連諸税との併課（二重課税）の見直し	32

【印紙税】

53	印紙税の廃止を含め簡便・明瞭な税体系に縮減	32
----	-----------------------	----

【登録免許税】

54	登録免許税法第4条の公共法人等の範囲に「社会医療法人」を追加すること	32
----	------------------------------------	----

【地方税】

55 地方税においても給与所得以外の所得が 20 万円以下の場合には申告不要とする	32
56 個人住民税の普通徴収の納付を 12 分割とすること	33
57 売買・贈与等の錯誤登記の場合には不動産取得税を賦課徴収しないこと	33
58 上場株式等以外の少額配当等について申告不要制度を選択できるようにすること (新規)	33
59 地方税の均等割課税標準となる資本金等について	34
60 事業税における社会保険診療報酬等の課税除外措置の廃止	34
61 事業所税の廃止	34
62 給与所得者の個人住民税の特別徴収への一斉指定について (新規)	34

【各税共通】

63 公益増進法人の範囲に「社会医療法人」を追加すること	35
64 「予定申告」の制度を廃止し「予定納税制度」とすること	35
65 法人関係の申告書の提出期限を 3 ヶ月とすること	35
66 社会保険診療報酬に対する所得計算の特例廃止	35
67 少額減価償却資産の特例計算の適用要件廃止等	36
68 一定の少額資産の全額損金算入	36
69 固定資産税（償却資産税）と少額償却資産の特例に一元性を持たせること	36
70 事業用定期借地権の一時金の取扱い	37

【 税務行政 】

71 租税法の公定解釈に関する事前表明手続きの法的安定性の担保	37
72 国税通則法第 96 条 97 条関連	37
73 法定外資料の収集は適正化をはかり緊急かつ最小限のものに留めること	38
74 住宅借入金等特別控除制度の届出書の提出関係	38
75 申告書等閲覧サービスに関して申告書等のコピーを認めること	39
76 電子申告関係	39
むすびに	40

※ _____は、平成 25 年 12 月 24 日付の「平成 26 年度税制改正大綱」にも記載（一部）
されているものである。

はじめに

本書は、税理士法第 49 条の 11 の規定に基づく税制改正建議書である。同条では、「税理士会は、税務行政その他租税又は税理士に関する制度について、権限のある官公署に建議し、又はその諮問に答申することができる。」とある。これは、同法第 1 条に示されている「独立した公正な立場において、申告納税制度の理念に沿って、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命としている税務に関する専門家」である税理士の職業団体としての固有の権利であると言える。

これらを根拠とし、東北税理士会（以下「本会」という。）は、本年も本会会員から広く税制改正についての意見を募り、それらを集約し、本建議書を作成した。とりまとめにあたり、政府その他関係機関の税制改正に関する動向を踏まえて先行性をもって提言することや税理士の職業団体としての創造性をもって提言することにも配慮した。

また、東日本大震災発生以後、本会及び本会調査研究部が引き続き行なってきた震災関連の税制改正要望（提言）を踏まえ、未だ実現していない項目等について、本建議書のなかで、別枠の建議として掲載している。我々は、これらの提言が現在でも緊急性を有する重要項目であると考えている。これらの提言が被災地の復興支援と今後も起こりうるであろう大規模災害対策の一助となることをここに念願するものである。

I 平成 26 年度税制改正大綱について

平成 25 年 12 月 12 日、自由民主党、公明党による与党税制改正大綱が決定された。わが国の直面する最重要課題をデフレ脱却及び日本経済再生と認識し、「大胆な金融政策」「機動的な財政政策」「民間投資を喚起する成長戦略」を「三本の矢」として推進してきた結果をクローズアップした内容である。すでに、「日本再興戦略」（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）において民間投資を活性化させるための税制措置については、前倒しで「民間投資活性化等のための税制改正大綱」（平成 25 年 10 月 1 日）を決定した。

今回の税制改正大綱の基本的な考え方であるが、景気回復の実感を広く行き渡らせるため、復興特別法人税の 1 年前倒し廃止等の「好循環実現のための経済対策」に基づいた対応を行うとともに、秋の大綱に引き続き企業の積極的な投資活動を促す措置、企業の交際費に着目した消費活性化のための措置、地域経済の活性化のための措置等を講ずるとしている。また、少子高齢化が急速に進む中で社会保障分野をはじめとした各種政策遂行に要する財源確保、世代間・世代内の格差是正、安定的な地方税体系の構築についても言及している。さらに、東日本大震災の復興について税制面からの強力な支援、法人実効税率のあり方にも取り組むとしている。以上の観点から、次の 4 つの基本的考え方が述べられている。

(1) デフレ脱却・日本経済再生に向けた税制措置

- ①復興特別法人税の 1 年前倒し廃止
- ②民間投資拡大と消費の拡大
- ③地域経済の活性化
- ④国家戦略特区

(2) 税制抜本改革の着実な実施

- ①車体課税の見直し
- ②地方法人課税の偏在是正
- ③給与所得控除の見直し
- ④軽減税率

(3) 復興支援のための税制措置

(4) 円滑・適正な納税のための環境整備

以上のように思い切った景気対策を最重要課題とした改正が中心となっているが、消費税増税を間近に控え世論にかなり配慮した内容となっていることは否めない。結果として軽減税率の導入が明記されたことで、本会が要望してきた消費税の「単一税率を維持すること」がかなわなかったことは残念である。最後に、納税環境整備の中で、「税理士制度の見直し」が盛り込まれたことについては評価したい。

Ⅱ 税制改正への提言

1 税制改正に対する基本的な考え方

(1) 公平な税負担

公平な税負担は、税制のあり方を考えるうえで最も基本的視点となるものである。この場合の「公平」の基準としては、同様の状況にあるものは同様に扱われるべきであるとする公平概念と、異なる状況にあるものは状況に応じて異なって扱われるべきであるとする公平概念とがある。つまり、税の「公平」とは、税額や税率のみで判断できるものではなく、その国の社会構造における「応能負担」はどうあるべきか、「富の再分配」はどの程度なされるべきかを十分に検討する中で形成される概念である。所得格差や資産格差の拡大を放置することは福祉国家の崩壊に繋がるが、過度の累進課税も公正とは言えない。時代背景を十分に考慮しながら常に総合的な観点から判断することが重要である。

(2) わかりやすい税制

わが国の税制は、時代の政策要請に応じて改正を繰り返してきたために、事務手続きや課税標準の計算が複雑になり、納税者が容易には理解できなくなっている。そして、そのことが納税者に不利な結果をもたらしている場合がある。また、税法の規定の中には既にその使命を終えたにもかかわらず、高度成長期に制定された法律がそのまま低成長期の時代に残っているものもある。

国民にとってわかりやすい制度にするためには、その制度の趣旨や目的を明確にし、可能な限り計算や手続きを簡素化し、もって国民の理解と支持が得られるように改正していく必要がある。

(3) 時代に適合する税制

我が国の経済状況は、欧州債務危機に端を発した世界経済の混乱、急激な為替の変動、そして東日本大震災による甚大な被害などにより、依然として、企業業績の悪化と個人消費の低迷が続いている。このような国内経済の停滞により、特に、地方経済や中小零細企業経営はますます厳しい状況に追い込まれている。

また、高度情報化社会が進展し、企業活動や行政サービス面でも利便性が飛躍的に高まっている一方で、少子高齢社会の進展も急速に進み、労働人口の減少が予想され、国民の大多数は老後の生活に不安を感じている。

この現状を打開し経済の活性化を図るため、税制面からも支援が必要である。まず、土地等の取引を活発化しデフレ傾向に歯止めをかける意味でも、土地税制の更なる緩和措置が必要である。また、企業関連税制においては、企業の再生に資するような制度の更なる整備が必要となる。そして、高度情報化社会や少子高齢社会の進展に対応する時代に適合する様々な税制改正が欠かせない。

(4) 国民のための税務行政

本会では、かねてより、国民のための税務行政が行われるべきとの観点から次のように提言を行ってきた。すなわち、諸外国においては、税務行政について納税者憲章が制定され、国民の権利利益の保護がなされている例も多く、わが国においても真に国民の立場に立脚した、公正で透明性があり、かつ簡素な税務行政が行われるべきである、ということである。

これまでの経緯として、平成 22 年度大綱で、納税者主権の確立へ向けての納税環境整備の具体策として、納税者権利憲章の制定、国税通則法等の改正を行う方針が打ち出され、平成 23 年度大綱では、その納税環境整備の方針を受けて、①納税者権利憲章の策定 ②租税教育の充実 ③税務調査手続きの透明化 ④更正の請求の期間延長 ⑤全ての処分についての更正の理由附記 ⑥国税不服審判所の改革 ⑦社会保障・税に関わる番号制度の導入等を行うといった具体的な改革内容が盛り込まれた。

そして、納税環境整備に関する国税通則法の改正を含む「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成 23 年法律第 114 号）が、平成 23 年 11 月 30 日に成立し、同年 12 月 2 日に公布された。

この改正により、調査手続きの透明性と納税者の予見可能性を高めるなどの観点から、税務調査手続きについて現行の運用上の取扱いが法令上明確化されるとともに、全ての処分（申請に対する拒否処分及び不利益処分）に対する理由附記の実施及び記帳義務の拡大等が定められた。これらのことは、一定の前進として評価するものである。しかし、本会が改正の柱と考えている納税者権利憲章の策定がいまだなされていないことは、国民の権利利益を守る観点からは改革道半ばと言わざるを得ない。

納税者権利憲章は、OECDで「納税者の税務に関する権利・義務をわかりやすい言葉で、要約説明して、こうした情報をより多く納税者に周知させ理解させようとする取り組み」と定義され、加盟国 30 国のうち 24 ヶ国で制定されているものであり、国際的スタンダードと言って過言ではないものである。引き続き議論され導入環境の成熟が待たれるところである。

2 本建議書の構成

本会は税務に関する専門家の職業団体として、税制に対する基本的視点を「公平な税負担」、「わかりやすい税制」、「時代に適合する税制」そして「国民のための税務行政」の4点に置いている。本建議書は、これらの視点から建議事項を整理し、その建議理由を附記する構成を採用している。また、昨年度より上記の4視点を各税目別に区分することにより、更に見やすくしている。なお、本年度の建議事項として特に重要かつ早急な改正が望まれるものを、本年度の重点建議事項として、3点に絞り掲載した。

Ⅲ 本年度の重点建議事項

前述の提言に基づき、本会は本年度下記の重点要望事項を掲げる。

1

税法上の課税所得と会計上の利益との調和をはかるため、法人税法第 34 条の適用要件を緩和し、さらに退職給付引当金、賞与引当金及び貸倒引当金の損金算入を認めること。

(一部追加) [理 由]

法人税法上の各事業年度の所得金額は、一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従って計算されるものとする（法人税法第 22 条第 4 項）とし、損金については各事業年度末までに債務の確定しないものは除く、として債務確定主義を採用している。

しかし、近年、会計基準については IFRS（International Financial Reporting Standards）の導入も検討されるなど国際的な会計基準との調和を余儀なくされ、課税所得を計算する法人税制と企業利益を測定する会計基準との乖離の度合いが顕著になり複雑化していることは論をまたない。（現在 IFRS についてはアメリカの撤退がうわさされるなど当初の見込みと異なる動きが出てきているようではある）

なかでも、役員の業務執行や従業員の労働の対価として会計上当然に費用や債務として認識されるべき給与関連の支出や負債性引当金、並びに平成 23 年度税制改正において貸倒引当金の損金算入が中小法人等を除いて認められなくなるなど、課税ベースの拡大を理由として、法人税法上損金算入を制限する改正が続いてきた。

第一に、役員給与に関しては、平成 18 年に施行された会社法で業務執行費用として明確に規定されたところであるが、それに伴って改正された法人税法第 34 条において、役員給与を損金に算入するためには定期同額要件または事前確定届出要件等が必要であるとした。

第二に、それ以前には、給与関係の負債性引当金として、法人税法上損金算入が認められていた賞与引当金及び退職給与引当金について、平成 10 年に賞与引当金の損金算入制度が、平成 14 年に連結納税制度の創設に伴い退職給与引当金の損金算入制度が経過期間を経て廃止されている。

第三に、貸倒引当金に関しては、平成 23 年度税制改正における法人税率の引き下げに対応した課税ベースの拡大を理由として、適用法人を限定し、3 年間の経過措置を経た上で損金算入制度が廃止されている。

これらの給与関係及び各種引当金に関する法人税法の改正は、一般に公正妥当と認められる会計実務と乖離する方向で行われており、いまだ検討が不十分な点や税制上不合理な点があるので、下記の通り更なる改正を提言する。

(1) 役員給与の損金算入に関する法人税法上の規制を緩和すべきである（法人税法第 34 条関係）。

[理 由]

役員給与について、原則として下記①及び②を除き、会社法に従って適法に支払われた給与（使用人兼務役員の使用人分給与を除く）は定期的、臨時的を問わず損金の額に算入すべきであり、定期同額要件や事前確定届出制を廃止し、法人税法上の規制を緩和すべきである。

- ① 過大役員給与…業務の対価として不相当な、著しく高額な役員給与
- ② 仮装、隠蔽して支給するもの

法人税法上、役員給与の取扱は、先ず会社法の改正趣旨を尊重し、会社法上適法なものに対する法人税法上の規制は最低限にとどめ「企業会計と税制の調和」を図るべきである。

法人税法では従来、旧商法の解釈を根拠とし、役員賞与等の臨時的報酬は損金不算入として取り扱われていた。すなわち、旧商法では、会社役員は株主から委任を受けて会社の業務を執行するとともに株主の利益を最大限にする受託責任を負い、当該責任の達成度に応じてその見返りとして役員賞与が支払われると解されていた。従って役員賞与の本質は、役員の職務上の功勞により生じた利益の一部が、株主総会の決議を経て役員に分与されたものと考えられていたのである。

今般、会社法においては、上記のような旧商法の考え方が改正され、役員に対する報酬等は業務執行の対価として、一元化されたのであるから、法人税法においても会社法の改正趣旨に沿って、損金算入に関する法人税法上の規制は上記①及び②を除き廃止すべきである。

なお、役員給与の支給形態について法人税法上の規制を置かずに損金算入を認めると、これを悪用し利益操作が行われるのではないかという懸念もある。しかし、税法上の規制以前に会社法等は、役員報酬が競業取引・利益相反取引と同様に会社と役員個人の利益衝突の可能性が高いことや、投資家の判断に資する目的から独自の規制を設けているのである。従って所有と経営が分離している上場会社等については、恣意性の排除の必要性に乏しく、重ねて税務上の規制を設ける合理的根拠は見出せない。

また上場会社等以外の同族会社等についても、事後規制としての法人税申告書への役員報酬の決定に関する議事録の写しの添付を条件に上場会社等と同様に措置すべきである。

既に役員賞与は発生主義により会計処理する会計実務が定着しており、決算書上、役員賞与引当金として負債計上する法人も多数見られるようになった。

以上の趣旨から、役員給与の支給形態に着目するのではなく、支給額そのものが業務執行の対価として適正か否か、すなわち、法人税の課税ベースの適正化の観点から税制上の規制の必要性を判断すべきである。そして、対価の適正性については、過大役員給与の厳格な認定により実務的に対応すべきであると考えらる。

(関係法令 法人税法第 34 条、会社法第 361 条、第 379 条、第 387 条)

(2) 退職給付引当金や賞与引当金の損金算入を認めること。

[理 由]

給与関係の負債性引当金については、従業員の労働の対価に係る債務であり、会計上は発生

主義により、費用及び負債として認識される。

会社法上の会計参与制度の下、会計参与が計算書類を作成する際の拠り所である現行の「中小企業の会計に関する指針」の規定では、負債性引当金については当期の負担に属する金額を当期の費用に計上しなければならないとされている。

企業会計と税制の調和と担税力に応じた課税の観点から、給与関係の負債性引当金については、法人税法第 22 条第 4 項の趣旨に則り、可能な限り会計上の取扱いと一致するよう損金算入を認めて納税者の理解を得るべきであると考ええる。

(関係法令 法人税法第 22 条、会社法第 431 条、第 374 条)

(3) 貸倒引当金の損金算入を認めること。

[理 由]

平成 23 年度税制改正により、貸倒引当金制度については、中小法人等、金融機関、リース会社等を除いて損金算入が認められないこととなった。

法人は適正な会計処理を行うため、「金融商品に関する会計基準」あるいは「中小企業の会計に関する指針」に準拠し、その有する債権について、一般債権、貸倒懸念債権、破産更生債権に区分した上で、会計上、取立不能見込額を貸倒引当金に繰入れる必要がある。中でも、更生手続き開始の申立て等があった場合の個別評価金銭債権については、現行税制においては 100 分の 50 の損金算入が認められているに過ぎず、それすらも税制上の経過措置によって段階的に損金算入額が取り崩されている現状にある。しかしながら、債務者につき法的手続きが進められた場合は、最終配当率が極めて低いこと、申立てから損失確定までに長期間を要する経験や実態を踏まえ、個別評価による貸倒引当金の繰入率を高める方向で見直すべきである。これにより不良債権処理の促進が図られ、企業再生手続きも円滑化される効果が期待できる。

以上の趣旨から、会計と税務の乖離が生じてしまう弊害があること、及び適正な貸倒引当金を繰入れることで正確な経営実態と適正な担税力を表示することになることから、税務上も貸倒引当金の損金算入が認められるべきであると考ええる。

(関係法令 法人税法第 52 条、同法施行令第 96 条第 1 項第 3 号)

2

担税力に応じた課税と納税者の予測可能性を確保するために、課税上の時価を測定する方法をより明確化すること。

[理 由]

担税力測定に重要な時価測定の問題については、国民の納得と理解を得られる制度設計を行うことが申告納税制度を維持・発展させるうえでは常に解決策を模索していくべき重要課題であり、また、経済再生へ向けた政策実現に税制が後押しするうえでの環境整備に大いに貢献すると考えられる。

【参考資料】

我々東北税理士会が第 39 回日税連公開研究討論会で「低成長時代における時価を巡る税務上の諸問題 ― 実務家である税理士の視点から ―」というテーマを掲げ判例を研究したところ現状の課税時価測定の問題点は以下のとおりであった。

(1) 租税公平主義の視点から

①第 1 類型

通達に基づく時価評価システムが経済の低成長下における担税力を測定し決定するための道具として制度疲労を起こしていること。

②第 2 類型

土地や取引相場のない株式に関する担税力測定としての機能は、実際取引価額のほうが、評価通達で評価した価額より優れているのではないかと考えられること。

(2) 租税法律主義の視点から

①第 3 類型

法律に時価の評価方法が定められておらず実務上の時価評価システムは課税庁が発する評価通達しか存在しないこと。

②第 4 類型

評価通達が法律でないが故に評価通達の使い分けとも思われる現象が存在すること。

以上 4 つに類型化された問題点についての解決策の提言は、租税公平主義の視点からは、時価を測定するシステムである財産評価基本通達が紛争の当事者である課税庁の内にあることが問題であるとして時価評価を独立した第三者機関へ委ねるということと、租税法律主義の視点からは納税者の予測可能性を確保するために時価評価方法を法制化するということである。必要とされる第三者機関の性格と機能および法制化の機能は以下のように想定される。

(3) 租税公平主義の視点から

独立した第三者機関による新たな財産評価システムを構築する。

①土地については課税庁の政策的要因を排除し、客観的で適正な時価測定が可能になるよう、最新の IT 技術を取り入れる。(例えば国土交省の土地総合情報システムなどを発展させる等)

②取引相場のない株式については会社法上の株価と税法上の株価が同一の価値決定方式で算定されることが望ましい。そのための方策として、「非上場株式鑑定士」を養成する国家資格制度を創設し、この制度によりそれを目指す。

(4) 租税法律主義の視点から

①課税庁が評価基準を作成するのではなく、独立した第三者機関で作成する。

②課税要件である財産評価を法律で定める。

時価測定の機能を課税庁から切り離して、第三者機関に委ね、その方法を通達ではなく法律に制定する。

(5) 第三者機関の基本的性格

①完全独立型と現行補完型

a. 完全独立型

時価測定を専門的に行い現状の評価通達による財産評価システムに代わる時価測定方法も開発する。

b. 現行補完型

時価測定は現状の評価通達による財産評価システムを中心に行うが、コンフリクトの緩和を目指すため評価通達以外の方法等の採用も含め時価を確認する。

②第三者機関の機能

第三者機関の機能を申告前と申告後の視点から考察すると次のようになる。

a. 申告前の視点

納税者又は税理士の依頼により評価を行う機関であり、申告納税制度の趣旨にのっとり時価評価の評価基準を審議・設定する機関である。また、申告前に紛争を予防するため時価を確認する機関でもある。

b. 申告後の視点

申告後に紛争を解決するための ADR 機関とする。また、申告後の紛争の迅速な解決を図るため租税裁判所を設置しこの機関とリンクする。

③必要とされる第三者機関

専門性の高い租税裁判においては、法的安定性や一定の権威を具備させる必要があり、申告前から申告後の救済までをトータルに考えると完全独立型第三者機関の設置がもたえられる。

(6) 法制化の態様

①財産の評価方法を課税要件として法律で明確に定める

評価の基本的な考え方、基準、評価方法について法制化し、具体的な詳細については、政省令や通達で規定する。その際将来の見通しも踏まえ、価格安定時、価格上昇時、価格下落時の各々の場合において、実勢価格が算定した価格を下回る或いは、上回る場合の許容範囲を明確に定める。

②法律への規定の仕方には他の評価規定を準用することを定める。

土地の評価方法として、不動産鑑定士による鑑定評価、公示地価、基準地価、路線価、固

定資産税評価等、目的に応じた様々な評価方法があるが、これらの評価過程を統一化し、税法上も容認する。

3

消費税については単一税率を維持すること。

【理由】

政府与党の平成 26 年度税制改正大綱によれば『消費税の軽減税率制度については、「社会保障と税の一体改革」の原点に立って必要な財源を確保しつつ、関係事業者を含む国民の理解を得た上で、税率 10%時に導入する。』とされている。

消費税を複数税率にすることには、次の理由により反対する。

(1) 軽減税率を適用する線引きが困難であること。

対象品目の線引きを合理的な基準で選定することは困難であり、課税の中立性が損なわれる。また、なし崩し的に軽減対象が広がれば、国民の日常生活に大きな混乱を招く恐れがある。さらには軽減する税率の振り分けを巡っての税務訴訟の増加も予想される。

(2) 逆進性緩和の効果に疑問があること。

食料品等に対する軽減税率の適用が、低所得者にのみ生ずるものであれば逆進性緩和の効果が期待できる。しかし軽減税率導入による低所得者対策は、高所得者にもより高額の軽減効果が及ぶことになる。したがって、高所得者の方が軽減税率の恩恵をより多く受けることになる。逆進性に係る問題は、社会保障と税の一体改革による社会保障給付の一層の充実により対処すべきである。

(3) 中小事業者等の事務負担が増加すること。

複数税率の導入により、消費税の計算を行うためだけに税額を集計するといった新たな業務が必要となる。そのため新たな会計システム、商品管理システムの整備が必要となる。事務や費用の負担が増えれば、小規模事業者の経営は成り立たなくなってしまう。小規模な事業者ほど、日々の取引において、税率の判断、記帳、請求書の発行等、複雑な事務負担が大幅に増加してしまう。

(「平成 26 年度税制改正大綱」第一 平成 26 年度税制改正の基本的考え方 P.6)

IV 本年度の建議事項

税制改正建議項目

【 東日本大震災に係る復旧・復興関連税制等に関する建議項目 】

1

災害税制に関する基本法を制定すること。

[理由]

わが国では、今般の東日本大震災のような大規模震災等がいつ発生してもおかしくない状況にある。現行のように大災害が発生してから災害特例法を立法化し対応するのでは迅速性に欠け、また税体系としての整合性に欠ける結果を招きかねない。国家規模の災害危機管理体制整備の一環として、税制においても恒久法として「災害税制に関する基本法」を立法化すべきである。この基本法は、震災等の災害に対応すべく各税目を横断的に統合し、災害発生後は災害基本法を優先法とし、直ちに災害税制として機能させる体制を執る。「災害税制に関する基本法」の法体系としては、災害の事前防止、災害発生時の損失救済、そして復旧及び再起と復興の各段階における税制を個人ベースと法人ベースに整備すべきである。

2 雑損控除関係

これまで寄せられた意見の中では、雑損控除に関する要望が極めて多かった。特に以下の項目については、被災地における切実な要望として速やかな改正を望むものである。

(1) 所得控除における雑損控除の順序の取り扱いについては、災害特例法において、所得税法 87 条の規定に係わらず、雑損控除の順序は他の所得控除をまず控除し、最後に災害による損失部分についての雑損控除を適用する、とすべきである。

[理由]

災害特例法の適用を受ける納税者は甚大な被害を受けており、資産を喪失し担税力が著しく損なわれている。また納税者個人だけの損失に止まらず、地域全体が壊滅状態にあり経済基盤が通常状態に回復する為には相当の期間を要すると思われる。災害による損失額ができるだけ多く繰越されて、繰越控除制度が十分に機能することにより、納税者の救済がそれだけ早まる為である。大規模災害の救済においては何より迅速性が急務であると考える。

(関係法令 所得税法 87 条)

(2) 合計所得金額の 10% 足切りを廃止すること。

[理由]

災害を起因として適用される雑損控除の計算に当たっては、災害特例法において所得税法 72 条の規定に係わらず、雑損控除額の計算については、合計所得金額の 10% 足切りを廃止し災害損失額と災害関連支出額のいずれか多い金額とすべきである。

上記（１）の理由と同様に早急に納税者の救済が実現される為に、雑損控除の機能が十分発揮できるようにすることが必要である。

（関係法令 所得税法 72 条）

（３）翌期以降に繰り越しされた災害による損失金の繰越控除は、上記（１）と同様に、先ず他の所得控除を適用し、適用後の所得から最後に繰越控除額を控除すること。

さらに、雑損控除の適用初年度は確定申告を要件とするが、翌年以降は給与所得者について年末調整でも控除可能とすること。

（新 規） [理 由]

（１）の効果をさらに複数年にわたって高めるために必要な措置である。また、２年目以降の確定申告要件を外すことにより、税務行政の効率化と納税者の利便性の向上に資するものである。

（４）特定雑損失金額及び青色欠損金の繰越控除期間を原則 10 年とし、さらに、特段の事情がある場合には納税者の申告により、再度延長申請可能とすること。

（新 規） [理 由]

現行では特定損失金額が生じた年の翌年分以後 5 年間繰り越すことができることとなっているが、震災の復興対応が遅れており、仮設住宅からの移動もできず、通常の所得の確保が困難な納税者も多々いることから、さらに長期間にわたる措置が必要である。

併せて、青色申告書を提出した年分の純損失及び災害損失欠損金に関しては、3 年又は 5 年の繰越控除期間について、上記同様 10 年として、さらに、特段の事情がある場合には納税者の申告により再度延長申請可能とすることで、繰越控除の利用可能性が高まり、復興に資することができるものである。

今般の震災で被害を受けた固定資産の除却損、営業の損失、新たな設備投資による減価償却費の負担は相当期間にわたって継続し、金額も多大になると考えられる。事業が復旧・復興したところで繰越控除期間が終了し、獲得した所得に対して税負担を強いるのは事業者の復旧・復興を阻害することになる。

東日本大震災では復興までに相当長期間を要すると推測されることから、災害損失欠損金及び震災後の青色欠損金についても、適用期間の延長の措置が必要である。

（関係法令 震災特例法 5、所得税法 71 条関係）

（５）災害関連費控除を創設すること。

[理 由]

現行の雑損控除は、納税者等の所有資産の損失を担税力の減殺要因とする資産損失型の所得控除である。しかし、今般の災害では資産損失だけでなく、避難に伴う生活用品の購入や避難に係わる交通費（再避難や避難移動に係わる費用を含む）、行方不明の親族の捜索のために避難所と被災地を行き来するための交通費等の災害関連費用が日常的に発生している。

現状では被災者の避難生活も長期化することが予想されるため、雑損控除とは別に災害関連

に係わる費用型の所得控除を創設すべきである。

3 東日本大震災復興特別区域法の適用要件の緩和

(1) 適用区域の限定及び集積業種の限定を解除すること。

(新 規) [理 由]

現在東日本大震災の被災県においては「東日本大震災復興特別区域法」の施策が実施されているところではあるが、復興への歩みが遅れている。これは、事業者における将来における事業の不透明感からの不安を払拭しきれないことによる要因が大きく起因しているものと想定される。そこで、そのような不安感を払拭し、民需主導による全産業の活性化が今後の被災県の経済の命運を握っているといっても過言ではない。新たに税制優遇をうけて新規参入した企業群が将来に渡って永続的に地域密着で事業を行っていくという保証は現在のところはない。

そのような現状を分析すると、新規の事業者の参入も重要ではあるが、既存の企業が事業そして雇用を維持することの方が、被災県の経済の復興には欠かせないものである。新規雇用の創出だけではなく、業種を問わず、現状の地域経済を担っている中小企業の復興と活性化が最重要課題であることは、被災県民であれば全ての者の願いであることは共通の認識である。被災県民としては、是非この願いを実現できる施策を望むものである。

また、地域を限定して行う施策では、却って被災県内の地域ごとに格差が生じ、被災県全体の復興に資するものではなくなってしまうことが想定される。

よって、区域・集積業種の適用要件を緩和し、適用しやすい制度として改正して頂きたい。

(2) 適用対象資産を拡大すること。

(新 規) [理 由]

現行の東日本大震災復興特別区域法では、第 37 条第 1 項で適用資産を規定しているが、この適用資産の範囲を「～新たに取得し、又は製作し、若しくは建設した機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物については、～」を「～新たに取得し、又は製作し、若しくは建設した機械及び装置、建物及びその建物附属設備、構築物、船舶、航空機、車両及び運搬具、工具、器具及び備品については、～」と拡大すべきである。

東日本大震災復興特別区域法の適用される産業の分野が農林水産業も含まれることとなり、範囲が広がっていることから、当初認定の製造業だけではなく、すべての償却資産を対象にすべきと考える。特に漁業者にとっては、船舶の特別償却、税額控除、償却資産税の特例を受けることができれば、今後の復興を大きく前進させることができるものと考えられる。

(関係法令 東日本大震災復興特別区域法 37 条)

4 福島第一原発事故に伴う賠償金に関する特例措置等

(1) 課税される収益補償の賠償金の処理についての以下の特例措置を創設すること。

① 課税の繰り延べ

賠償金を受け取った最初の事業年度に遡って、原発問題解決目標である期間の10年間災害特別勘定（損害賠償金を限度とする）を設定し課税の繰り延べを行う。10年間の各事業年度において、欠損金が生じた場合、設定した特別勘定は原則として当該欠損金と相殺する。10年経過時において、相殺未済の特別勘定残額は、その後の事業年度から10年間にわたって戻し入れる方式の課税の繰り延べの特例を制定すること。

② 設備投資に係る固定資産の圧縮記帳

上記①の災害特別勘定を設定した事業者が、10年を経過する事業年度までの各事業年度において設備投資をした場合には、当該設備投資事業年度の欠損金と相殺後の特別勘定残額を限度として圧縮記帳を認める特例を制定すること。

③ 更正の請求

既に課税済みの事業者に対しては、当該特例についての更正の請求による遡及適用を認める措置を講ずること。

(新 規) [理 由]

福島県の企業については、直接被害と間接被害に併せて風評被害に対して、東京電力から損害賠償金が支払われている。このうち収益補償分に関する損害賠償金については、従来の課税要件に照らして課税所得に該当することとして所得課税が行われているところである。

しかしながら、この収益補償部分については法人の事業年度又は個人の暦年課税の考え方からは、合意の日の所得と認定されるべきものかもしれないが、放射能問題からの復興が遅れ、真の意味での復興に係る期間が数十年に及ぶといわれる中、今後の事業展開を決めかねている事業者も多いと想定される。事業に対する新たな投資や所在地の移転、そして、事業縮小や廃業など様々な展開を想定する場合には、その後に必要な資金が課税により十分に留保されないことが懸念される。よって、仮に課税処理が妥当な損害賠償金であったとしても、その使い途が決定されるまでのある程度の期間は課税を留保する処理が必要と考えられる。そして、その資金用途の特定した時点での課税が合理的と考えられる。

(2) 財物補償の賠償金を受けた法人の資産の評価損の損金算入を認めること。

(新 規) [理 由]

現行の法人税法では、法人が受ける賠償金については、原則として益金に算入されることになっている。この賠償の対象となった固定資産については、資産の評価損の損金算入の適用要件である「災害により著しく損傷したこと」に該当するものとして、規定すべきである。

東京電力より受ける財物補償の賠償金については、土地建物等の固定資産が放射能により毀損している状況を前提として、その価値の減少分を補うための性格のものである。

この賠償金に法人税が課されることは、震災からの早期復興の観点からも好ましくない。そこで、現行の資産の評価損の損金算入の規定を「放射能汚染による毀損」にも適用できるよう

に判断を明確にすべきである。

(関係法令 法人税法 33 条、法人税法施行令 68 条)

(3) 租税特別措置法第 25 条等（廃用牛に関する規定）の適用要件を緩和すること。

[理 由]

現行法では福島原発の放射能汚染による廃用牛に対する損害賠償金も所得補償金として課税対象になっている。課税対象となっている廃用牛に関するもののうち租税特別措置法第 25 条及び第 67 条の 3 の課税要件を充足するものについては、免税措置を適用すべきである。

放射能汚染という不可抗力による損害が甚大であり、風評被害も含め被害が長期間に及ぶことを考慮し、救済措置を講ずべきである。

(関係法令 租税特別措置法第 25 条及び第 67 条の 3)

5

災害関連準備金を創設すること。

(新 規) [理 由]

東日本大震災で被災した納税者が、保険金（震災を起因とする生命保険金を含む）・賠償金・助成金・補助金・交付金等の所得に計上される金銭等を取得した場合において、それらの取得後に固定資産の購入やその後の損失補てんを目的とする将来の負担が予想される場合には、その所得の額を限度として準備金積立の損金算入を認め、その準備金積立を 10 年間（納税者の申請により延長可能）認めることとし、その間に固定資産の取得や損失の補てんに充てる場合に取り崩して所得に算入する制度を導入することとする。なお、10 年間取崩しなかった場合には 11 年目から 10 年間で取り崩して所得に算入していくこととする。また、上記の固定資産を取得した場合には圧縮記帳により損金算入を認めることとする。

東日本大震災の被災者は保険金・賠償金・助成金等を活用して固定資産を購入する場合、震災復興の遅れから、短期間で調達がままならない状況にある。現行の保険金等の所得に対する課税とその後の固定資産の取得や復興経費等の損失計上のタイミングが相当期間ずれ込む可能性が高い状況の中、復旧・復興に資するためには、準備金を柔軟に活用し、課税のタイミングを調整することが有効である。そこで新たな準備金の創設が必要である。

6

震災特例法第 18 条 1 項（被災代替資産等の特別償却）の適用において対象資産に「器具及び備品」及び「中古資産」の取得も含めること。

[理 由]

法人の事業内容によっては「器具及び備品」が事業の主要設備になっている業種がある。例えば遊技場では、自動玉貸機、自動玉洗浄機、配球装置、自動電磁カウンター機等は主要設備であるが「機械装置」ではなく耐用年数省令別表第一の「器具及び備品」に該当する。このような業種においては、この特別償却の適用が受けられないことになり公平性に欠けることにな

る。

また、被災代替資産の取得を新品に限定しているが、被災した中小零細企業等においては資金的に余裕がないところが多数あると思われるので、経済的救済を優先させるため「中古資産」を取得した場合についても適用可能とすべきである。

(関係法令 震災特例法第 18 条 1 項)

7

被災資産の代替資産に係る登録免許税等の免税・非課税等の措置の対象者の範囲を「被災者またはその者と生計を一にする親族」に拡大すること。

【理 由】

被災資産の所有者であった親が震災で死亡していれば代替資産に係る登録免許税、印紙税、不動産取得税の震災特例の免税・非課税等の措置はその子に適用されるが、所有者であった親が生存している場合には、その子には適用されない。しかし、その親が高齢であるなど代替資産の取得が困難な場合も多数想定される。このような被災地域の実情を考慮し、特例の適用対象者の範囲を「被災者またはその者と生計を一にする親族」に拡大すべきである。

(関係法令 震災特例法 40 条 1 項、同法 40 条 2 項、地方税法附則 51 条の 2)

8

被災事業者が(株)東日本大震災事業者再生支援機構等から債務免除を受けた場合の債務免除益についても債務免除の特例を適用し総収入金額に算入しないこと。

【理 由】

(株)東日本大震災事業者再生支援機構等から債務免除を受ける場合は、震災による被害が甚大であり、所得税基本通達 36-17 の要件である「債務者が資力を喪失して債務を弁済することが著しく困難であると認められる場合」を充足していると思われるため適用すべきである。

法人税法においては上記と同様な場合は、民事再生法を適用した場合と同様に期限切れ欠損金が利用できるようになっており、所得税においても同様の課税の特例を認めるべきである。

(関係法令 所得税基本通達 36-17)

9

災害により、夫婦ともまたは親子とも死亡しているケースについて、「年齢順による連続死亡とみなす」特別規定を整備し、民法上の「同時死亡の推定」と選択適用することを認めること。

【理 由】

被災地では、災害により、夫婦ともまた親子とも死亡しているケースが少なくない。

民法 32 条の 2 の同時死亡の規定を前提に相続税を計算すると被災家族にとっては、過重な税負担が強いられる場合も考えられる。税務上は民法規定とは別に「年齢順による連続死亡とみなす」特別規定を整備し、選択適用を認めるべきである。「同時死亡の推定」の税務上の取

扱いは、年齢順による連続死亡とみなし、配偶者に対する相続税額の軽減と配偶者が財産の分割前に死亡している場合（相基通 19 の 2-5）を適用できるようにするべきである。

（関係法令 相続税基本通達 19 の 2-5）

10

所有者以外の者がする住宅ローン返済資金の贈与に係る贈与税の非課税措置を創設すること。

【理由】

罹災住宅に係る住宅ローンの返済資金の贈与について、災害により居住できなくなった住宅について、住宅ローン残高がある場合に、その住宅ローンの返済のため、親族から受けた資金の贈与については、一定の要件のもと、贈与税の非課税措置を設けるべきである。

【所得税】

11

青色事業専従者についても退職金の必要経費算入を認めること。

【理由】

青色事業専従者も一般従業員と同様に、労働の対価として給与の支給を受けているものであり、退職金についても一定の要件を設け、適正額の範囲内で必要経費算入を認めるべきである。

（関係法令 所得税法第 57 条）

12

事業者と生計を一にする親族に支払った事業からの対価について、必要経費の特別規定を廃止し、必要経費として認めること。

【理由】

この規定は、恣意的な所得分散による租税回避行為を防止するため個人単位課税を原則としている所得税法の例外規定である。しかし、現在の社会は、当該規定制定時当初と比較すると世帯の類型や就労形態等が大幅に変化し多様化している。そのため、社会的状況の変化により、その役割を終えたものとされるため、生計を一にする親族に支払う対価であっても適正契約に基づき、金額、支払方法及び支払時期が適切であり、青色申告により記帳が適正に行われている場合には、事業等の必要経費として認めるべきである。

（関係法令 所得税法第 56 条）

13

所有期間が 5 年を超える土地や建物等の長期譲渡所得について、平成 16 年度税制改正により、100 万円の特別控除が廃止されたが、この 100 万円の特別控除を復活させること。

【理由】

長期保有していた資産の譲渡による少額の譲渡益については、その担税力を鑑みて一定金額以下の所得には納税負担をなくすべきである。

（関係法令 所得税法第 33 条、旧租税特別措置法 31 条）

14

土地等の譲渡損とそれ以外の所得との損益通算及び繰越控除を原則として認めないとする制度は廃止すること。

【理 由】

土地等の譲渡損失が他の所得と損益通算できないとなれば、個人が土地等を譲渡して債務の返済を行ううえで大きな障害となる。法人と個人事業者との間の取扱いの差異も更に拡大することとなる。

株式の譲渡益に対する税率と同じになるように税率を引き下げ、併せて他の所得との損益通算を不可として譲渡所得内の整合性を持たせた改正といえるが、土地等の取引価額や取引頻度等を考慮した場合、株式の譲渡と土地等の譲渡を同列に扱うべきではない。早急に本来の担税力に応じた課税制度とすべきである。

(関係法令 所得税法第 69 条、同法第 70 条、租税特別措置法 31 条、同法第 32 条)

15

離婚に伴い財産を分与した場合の譲渡所得課税の取り扱いについては、原則非課税の措置をとること。

【理 由】

夫婦が離婚したときは、その一方は他方に対し財産分与を請求することができ、不動産等の分与が完了すると、この財産分与の義務が消滅する。この財産分与の義務が消滅することが経済的利益に該当するところから、財産分与により不動産等の資産が移転した場合には、分与者に譲渡所得があったものとして課税される。しかし、財産分与の性質は、夫婦が婚姻中に協力して蓄積した財産を清算するものであり、夫婦共有財産の分割であって、資産の譲渡には該当しないものである。現金の授受がないために担税力にも乏しく、これに課税することは財産分与の合意を阻害することにもなるため、原則非課税とすべきである。

(関係法令 所得税法第 33 条)

16

譲渡所得の計算において、相続財産を譲渡した場合の取得費特例について、その適用要件のうち、相続税の申告書提出期限の翌日以降「3 年以内」を「5 年以内」に延長すること。また、取得原因の「相続又は遺贈」に「贈与」を加え贈与税の取得費加算も認めること。

【理 由】

不動産売買が著しく減少しており、固定資産税評価額でも売買が成立しない事例が多く、不動産の譲渡に時間がかかるようになっている為、取得費特例の適用期間を「3 年以内」から「5 年以内」に延長すべきである。

また、「贈与税は相続税の補完税」という観点から、贈与による取得についても、取得費加算を認めるべきである。

(関係法令 租税特別措置法第 39 条)

17

譲渡所得の金額の計算上、抵当権抹消費用等を負担している場合には、必要経費として認めること。

[理由]

土地等の売買の場合、当該物件に抵当権が設定されている場合が非常に多く、また、実務上、通常の売買において抵当権を抹消しなければ譲渡は不可能である。その意味からも売買時の抵当権抹消費用等については、譲渡に必要な費用等に該当すると思われるため、譲渡費用として必要経費とすべきである。

(関係法令 所得税法第 33 条)

18

給与等に係る源泉所得税の納期の特例に関して、申請・承認の規定中に個人事業者の相続による事業継承の場合の特例等の承継規定を新設すること。

[理由]

現行法では源泉所得税に関する個人事業の相続時の取り扱いが整備されていないため、被相続人の死亡時点で特例等の法的効果は、相続による事業継承(予定)者に引き継がれない。

死亡日に事業特例(予定)者が特例の適用届出をすることは実務上ほとんど不可能に近く、数か月間は特例等の適用が不能となり、原則どおり毎月納付の取扱いがなされ、期限後納付となっているのが実情である。

青色申告申請については、所得税法基本通達 144-1 で死亡後 4 か月以内の届出の運用がなされているが、源泉所得税についてはすぐに納期が到来してしまうのである。

実情に配慮し、事業継承者への特例等の効果引継ぎを認めるべきである。

(関係法令 所得税法第 216 条)

19

源泉所得税の納期限を翌月末日とすること。

[理由]

公租公課の納期限は多くの場合月末となっているが、源泉所得税は原則翌月 10 日が納期限となっている。休日が増加し実働日数が減少している現在、特に年末調整には手数を要し、年末年始を含む 12 月分については納期の特例を適用しても翌月 20 日までに納付することは過重な負担なので、これを含めすべて納期限を翌月末日と改めるべきである。

(関係法令 所得税法第 183 条第 1 項、同法第 216 条)

20

自家用車通勤者に係る非課税通勤費枠を拡大すること。

[理由]

公共交通機関の路線廃止等が進む地方都市に居住する給与所得者は、自家用車による通勤を余儀なくされている。その実態を見ると非課税通勤費の枠を超え、課税給与から通勤費(ガソリン代や車両取得・維持費)を負担している現状にある。従って、こうした事情にある自家用

車通勤者については、一定要件の下に、非課税通勤費の枠を拡大する必要がある。

(関係法令 所得税法第9条1項5号、同施行令20条の2)

21

給与所得者に対する課税制度について、申告納税方式とすること。

[理由]

年末調整において、各受給者の諸控除の内容につき適否の判断や複雑な計算を行うことにより、源泉徴収義務者に多大の事務負担を負わせている事は妥当ではない。また個人情報の取り扱いについても問題がある。

近年の確定申告の状況をみても、給与所得者が自己の申告を行うことに抵抗はなく、高度情報化社会の進展の下、政府のe-Taxシステムは相当程度普及してきており、その環境は整っているといえる。この点は、所得税のe-Taxの利用件数が平成20年度は613万件、平成21年度は784万件と飛躍的に増加していることから明らかである。e-Taxという情報基盤を積極的に活用し、申告納税方式とすることが給与所得者の税に対する意識を高揚させることにも繋がる。

また、平成23年度大綱において、特定支出の範囲を拡大させ特定支出をより一層使いやすなものとして打ち出しているが、特定支出控除の適用を受けるためには、確定申告が必要なことから、給与所得者の確定申告は、一層増加するものと判断できる。

(関係法令 所得税法第28条、同法第57条の2)

22

所得税関係の所得控除を大幅に縮減し新たな税額控除制度（給付つきを含む）を創設すべきである。

[理由]

(1) 現在の所得控除の制度は、いたずらに所得税の課税ベースの縮小を招いている。超過累進税率のもとでは、所得控除は高所得者の税負担をより多く軽減する累進的税負担軽減効果を生じさせるが、税額控除は納付税額自体減額する制度のため所得の多寡には関係なく軽減税は一定である。つまり所得控除を税額控除に変えることで課税ベースの浸食を防ぎ所得の再配分効果を高めることとなる。さらに、給付つきであれば控除額以下の税負担者や課税最低限以下の所得者層について還付・給付することでよりダイレクトに所得の再配分効果が高まる。

(2) 税額控除は、一定の要件（扶養児童数、所得の制限など）を設けることにより、特定タイプの世帯をピンポイントで政策ターゲットにすることができるため、少子化対策、格差是正対策などの政策目的に使用する場合はより効果的に政策目的を実現できる。

老年者控除を所得制限 500 万円程度にして復活させ、年齢 65 歳以上の者の公的年金等控除の最低控除額は 140 万円として従前の規定に戻すこと。

[理 由]

高齢者を年齢だけで一律に優遇するのは税制に歪みをもたらすとされるが、年齢とともに体力が衰え、給与所得等が減少する高齢者がいることも事実である。従って、高齢者に対して一律に課税を強化することには問題があり、一定条件のもとに老年者控除を復活させることは必要である。

また公的年金は支払保険料の全額につき所得控除を受けているものではあるが、受給した年金額に対する所得控除は老後の生活資金という性格を考慮してのものである。140 万円程度の控除額は存続させるべきである。

(関係法令 旧所得税法第 80 条、租税特別措置法第 41 条の 15 の 3)

要介護認定を受けていれば、市町村からの「障害者控除対象者認定書」の交付がなくても、障害者控除が受けられるようにすること。

[理 由]

現在、要介護認定を受けている人が、市町村から「障害者控除対象者認定書」の交付を受けた場合、障害者控除を受けることができる。

但し、この「障害者控除対象者認定書」の交付については、市町村によって取扱いに差があり、同じ要介護認定でも、交付する市町村と交付しない市町村がある。

また、この認定書の交付のための行政コストもかかることから、要介護度が一定以上の認定者に対しては、認定書を要件とせずに障害者控除の適用が受けられるようにすべきである。

(関係法令 所得税法第 2 条第 1 項第 28 号、同施行令 10 条)

医療費控除について、最高限度額を 300 万円（現行 200 万円）に引き上げるとともに、「生計を一にする配偶者やその他の親族のために支払った医療費」という適用要件から、「生計を一にする」を削除すべきである。

[理 由]

最近の医療費の負担増大、特に高齢者医療費の負担が多額になっている実態に即して、現行の 200 万円の限度額を 300 万円に引き上げるべきである。また、現在においては、「生計を一にする親族以外の医療費を負担する場合も増加しているため適用要件から「生計を一にする」を削除し、医療費控除の対象を拡大すべきである。

(関係法令 所得税法第 73 条)

所得税法第 11 条別表 1 に基づき、利子等について非課税とされる内国法人に、認定 N P O

法人を追加すべきである。

[理 由]

NPO法人については収益事業外の事業は法人税の申告義務が無いため、収益事業外の事業に係る預金利子等について源泉税が課税されると法人税から控除できない。認定NPO法人は、組織運営及び事業活動が適正であること、並びに公益の増進に資することにつき一定の要件を満たすものであることから、別表に追加すべきである。

(関係法令 所得税法第 11 条、別表第一)

27 準確定申告の期限の延長及び申告済み納税者死亡の場合の延滞税の計算について改正すべきである。

(1) 居住者が年の中途で死亡した場合の準確定申告書の提出期限を延長し、相続税申告書の提出期限と同一にすること。また、相続人の青色申告の承認申請書の提出期限を相続税申告書提出期限とすること。

(一部追加) [理 由]

現行のいわゆる準確定申告の期限は、相続の開始を知った日の翌日から 4 月を経過した日の前日までとなっている。しかし、被相続人のその年の所得の計算確定は、相続財産の検討と並行して行われるのが一般的で、相当の期間が必要であり申告期限を区分する実益は乏しい。

また、相続人の過重な税負担と納税者感情を考慮して、準確定申告書の提出期限は相続税申告書の提出期限と同一にすべきである。同様の理由から、相続人の青色申告の承認申請書の提出期限を相続税申告書提出期限とするべきである。

(2) 申告済みの納税者（口座振替利用者）が口座振替前に死亡した場合には、被相続人である納税者の預金口座が凍結され、口座振替ができなくなる。この場合、相続人が振替納税期日までに納付書を使用して現金納付した場合は、延滞税を課税しないよう法整備すべきである。

[理 由]

納税者の死亡により、預金口座が凍結され口座振替ができなくなることは相続人の責に帰すべきことではない。これにより延滞税が課税されるのは不合理であり適切な法整備が必要である。

(関係法令 国税通則法第 60 条)

28

財産債務明細書の提出期限を廃止すること。

[理 由]

昭和 47 年に提出義務の要件が各種所得金額の合計額が 2,000 万円超の者となり、現在に至っているが、この制度の趣旨及びその利用状況が不明である。税務行政の簡素合理化のうえから廃止すべきである。

(関係法令 所得税法第 232 条)

電子申告を税理士が代理送信する場合でも、電子証明書等特別控除の対象とし、これを恒久的な制度とすること。

【理由】

納税者本人が電子申告をした際は電子証明書等特別控除を受けられるが、税理士に代理送信を依頼して電子申告をした場合は同控除を受けられない。納税者本人にとっては電子申告をしたことに変わりがなく、その取扱いが異なるのは不公平であるので、この場合でも控除を認めるべきである。また、恒久化することで電子申告の普及に寄与することとなる。

（関係法令 租税特別措置法第 41 条の 19 の 5）

【 法人税 】

交際費課税のあり方は、企業経営の実態に即した課税とすることに見直しを行い、特に社会通念上相当と認められる慶弔費等は全額を損金となる交際費とすること。

（一部修正）【理由】

企業が事業活動を行う上で、経済社会の中で一般的に慣習化された交際費や接待費を支出することは当然のことであり、これが事業活動の円滑なる遂行に役立っている面は非常に大きい。平成 25 年度税制改正では、中小法人について、定額控除限度額が 800 万円に引き上げられるとともに、支出交際費の額の「一定割合相当額の損金不算入」の規定が廃止されたが、社会通念上相当と認められる得意先等に対する慶弔費等については、冗費・濫費とはいえない。

交際費等の範囲について見直しを図り、下記の事項に関しては早急に改めるべきである。

- (1) 企業にとって事業経営上通常必要と認められる交際費（見舞金、中元、歳暮等）は全て損金として扱うこと。
- (2) 周年記念行事等の受入祝い金等は慣習上の持ち寄り制度的行為であり、二重課税排除の趣旨からも、交際費の額より控除すること。

（関係法令 租税特別措置法第 61 条の 4）

※ 『平成 26 年度税制改正大綱』 69-70 頁

「[延長・拡充等](1)…交際費等の額のうち、社内飲食費を除く飲食のために支出する費用の 50%を損金の額に算入することとする。中小法人に係る損金算入の特例については、これとの選択適用が可能である。

受取配当金については、全額益金不算入とすること。

【理由】

法人が所有する株式等に係る受取配当金については、二重課税排除の観点から全額を益金不算入とすべきである。また外国子会社からの配当等と同様の取扱いをすることにより公平性を

保つべきである。

(関係法令 法人税法第 23 条、租税特別措置法第 66 条の 8 第 2 項)

32

たな卸資産の評価方法・有価証券の評価方法・減価償却資産の償却方法の変更届出書提出期限を直前事業年度の申告書提出期限まで延長すること。

[理 由]

現行法は、設立第一期に該当する場合を除き、「当該事業年度の開始の日の前日まで」とされているが、実務上誤りが生じ易い。納税者の便宜と簡素化のため、直前事業年度の法人税申告期限までとし、期限の延長を図るべきである。

(関係法令 法人税法施行令第30条、同令第52条、同令第119の6条)

33

欠損金の繰戻しによる還付制度の停止措置は、廃止するとともに、還付請求の期限も 1 年から 3 年程度に延長すること。

[理 由]

現在の厳しい経済環境下においては、企業は思わぬ損失を被ることがあり、この損失を短期間で解消することは困難な状況にある。このような状況で、欠損金の繰戻し還付制度は、企業の業績改善のために是非とも必要な制度である。本制度は平成 4 年度税制改正において停止措置がとられ、平成 11 年度から特定の中小企業者についてのみ停止措置から除外され、平成 21 年度改正では中小企業者等に限り廃止された。しかし、上記の理由から、全ての法人企業において停止措置は廃止すべきである。

また、欠損金の繰越控除期間が 7 年から 9 年に延長され、更正の期間制限も原則として 5 年に延長されたことを考慮して、繰戻し還付請求期限も 1 年から 3 年程度に延長すべきである。

(関係法令 法人税法第 80 条、租税特別措置法第 66 条の 13)

34

法人の清算時の所得に対する課税について、一般の債務を弁済後、残余財産がないと見込まれる場合において、役員借入金等の債務免除益が青色欠損金及び期限切れ欠損金を超えるときは、その超える金額には課税しないとする規定を設けるべきである。

[理 由]

平成 22 年度税制改正において、清算所得課税が廃止され、法人の清算時の所得に対しては、通常の所得課税が適用されることとなったが、一方で、期限切れ欠損金の利用範囲を拡大し、一定の要件の下に、期限切れ欠損金の利用が認められるようになった。

残余財産がほとんどない法人の場合、役員借入金等が多額であり、債務超過の状態となっている場合が多い。このような法人が、清算時に債務免除を受けた場合、その債務免除益が、青色欠損金及び期限切れ欠損金の合計額を超えるときには、納税負担が発生することになる。

これでは、納付すべき資産の裏づけのない清算法人に課税することになり、清算事務が遅れるとともに、担税力の観点からも問題である。

(関係法令 法人税法第 5 条、同法 59 条 3 項、同法施行令 118 条、法基通 12-3-7~12-3-9、旧法人税法 92 条~120 条)

35

同一の対象資産について特別償却と税額控除とで適用できる法人の資本金要件を同じにすること。

【理 由】

措置法第 42 条の 4 第 12 項第 5 号に規定する政令で定める中小企業者は、資本金の額若しくは出資金の額が 1 億円以下のうち常時使用する従業員の数が 1,000 人以下の法人とされている。しかし、税額控除を選択する場合は、資本金 3,000 万円以下でないと適用を受けられない制度がある。

中小企業者の定義を更に細分化し同一の対象資産について、中小企業者等（資本金 1 億円以下でかつ、常時使用する従業員が 1,000 人以下）と特定中小企業者等（資本金 3,000 万円以下）を資本金で区分し税法上の適用効果（特別償却の適用対象と税額控除の適用対象）に違いが生じることは合理的理由がなくわかりにくい。

(関係法令 租税特別措置法 42 条の 4、同法 42 条の 6、同施行令 27 条の 4、同施行令 27 条の 6)

※ 『平成 26 年度税制改正大綱』 6-7 頁

「[延長・拡充等]1…生産性向上設備投資促進税制の生産性向上設備等に該当するものについては、中小企業者等（現行：特定中小企業者等）にあつては、その特別償却と税額控除との選択適用ができることとなった。

36

環境関連投資促進税制（エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得了した場合の特別償却または税額控除）に関して、適用対象資産の要件を緩和すること。

【理 由】

本制度はエネルギーの安定供給の確保と低炭素成長社会の実現を目的に効率的な省エネ・低炭素設備や再生可能エネルギー設備への投資を重点的に支援する制度として創設されたものである。エネルギー政策を推進していくためにはさらなる税制優遇措置が必要であり、25 年度税制改正において対象設備の範囲にコージェネレーション設備が追加されたところではあるが、適用対象資産の要件を更に緩和し、中小企業及び個人による小規模設備の導入に対しても広く優遇措置が受けられるようにすべきである。例えば、一部の設備では固定価格買取制度の認定が必要であったり、また出力ワット数の制限があったりするため、これらの制限を撤廃し、本制度の活用を増やすことにより、エネルギー政策推進の後押しをしていくべきである。

(関係法令 租税特別措置法第 42 条の 5)

※ 『平成 26 年度税制改正大綱』 84 頁

「[廃止・縮減等](1)…「対象資産から熱電供給型動力発生装置等を除外する（所得税についても同様とする。）」

租税特別措置法の特別償却において、所有権移転外リース取引によって取得した対象設備等を特別償却の対象から除外する規定を廃止すること。

【理 由】

平成 20 年度改正により、所有権移転外リース取引は売買取引とみなすこととされた。納税者が金融機関から資金を調達して対象設備等を購入することと、所有権移転外リース取引で対象資産を賃借する（リース会社に債務を負う）ことに関して経済的実態は大きく異なるものではない。租税特別措置法上の税額控除は適用できる一方で、特別償却の対象にはならないことで、実務上の誤りが生じやすいことから、法人が資産計上した場合は売買とみなされるリース取引も特別償却の対象とすべきである。

（関係法令 租税特別措置法第 42 条の 6）

【 相続税・贈与税 】

相続税法第 32 条の更正の請求の事由の各号の中に、「相続開始時において履行義務が確定していない保証債務、連帯債務が相続開始後一定期間内に確定した場合で求償権の行使が不能の場合」の事由を加えること。

【理 由】

相続開始の時に潜在的に存していた被相続人の保証債務、連帯債務を相続開始後に履行した場合は、本来被相続人の相続財産から支弁されるべきものである。しかし、現実には必ずしも相続開始の時に相続人が被相続人の保証債務、連帯債務等を認識しているとは限らない。実際に履行があり、しかも求償権の行使が不能であるならば、当然相続財産の課税価格を修正すべきであり、これを容認しないのは相続税本来の目的に反して不合理である。

一定期間（例えば 3 年以内）に確定した場合には救済措置を講ずるべきである。

（関係法令 相続税法第 14 条第 1 項、同法第 32 条）

遺言執行の費用その他相続財産に関する費用は、相続税の課税財産から控除すること。

【理 由】

民法第 885 条第 1 項本文では、「相続財産に関する費用は、その財産の中から支弁する」と、また民法第 1021 条で「遺言の執行に関する費用は相続財産の負担とする」旨が規定されている。

ところが、相続税基本通達 13-2 の取り扱いでは、相続に関する費用は、債務控除の対象とはならない。その理由は、これらの費用が相続開始後に発生するものであり、被相続人の債務で現に存するものではないためであると説明されている。

しかしながら、葬式費用も相続開始後に発生し被相続人の債務ではないが、課税価格から控除すべき金額とされているのは、相続開始に伴う必然的な出費であり、社会通念上も相続財産

が担っているという国民感情を考慮したこと及び民法第 306 条、第 309 条の一般の先取特権もその背景に存するものと思われる。

家督相続が均分相続へと変化定着し、各親族の住居が広域分散化して遺産分割まで相当の時間を必要とすること、また、相続争いのために遺言の重要性が認識されている現在の社会通念などを考慮すれば、民法に明確に規定されている相続財産に関する費用及び遺言執行費用は相続税の課税財産から控除すべきである。

(関係法令 相続税法第 13 条)

40

相続人が取得した死亡保険金の合計額のうち、法定相続人 1 人当たり 500 万円に相当する金額が非課税とされている。この非課税限度額を法定相続人 1 人当たり、1,000 万円程度に引き上げること。

[理由]

超高齢社会を迎え、死亡保険金の相続人に対する生活保障という役割はますます大きくなってきている。にもかかわらず、平成 23 年度大綱では、生命保険金の非課税限度額の計算上の法定相続人に制限を加える内容となった。このことは、生活保障のベースとなる財産にも課税することになり、私的財産権の侵害であるとも言える。

従って、相続税の納税資金の確保という観点からも、生命保険金の計算について、従来の規定に戻すとともに、非課税限度額を法定相続人 1 人当たり、1,000 万円程度に引き上げることがを要望する。

(関係法令 相続税法第 12 条第 1 項第 5 号)

41

相続時精算課税制度選択により受贈する土地についても、相続人の相続時までの居住の継続を要件として、相続税において小規模宅地等の減額の特例適用を認めるべきである。

[理由]

相続時精算課税制度により受贈した土地であっても、特定贈与者に係る相続開始の時点で相続税における小規模宅地等に該当する要件を満たしているのであれば、相続人の生活基盤維持のためには不可欠である。また、相続時精算課税制度を選択したからといってその土地が相続財産から除外されるわけではなく、本来の相続財産との間に不公平が生じている。

(関係法令 相続税法第 21 条の 9、租税特別措置法第 69 条の 4)

42

特定同族会社事業用宅地等について、一定の要件のもとに無償にて使用貸借されていた場合においても、小規模宅地等の課税価格計算の特例の適用を認めるべきである。

[理由]

中小企業においては、経営者個人の所有する土地を自身の同族会社に賃貸していることが少なくない。しかし、従前は賃料を受領していたが、昨今の不況により、やむを得ず賃料を受領せず使用貸借となっている場合が少なからず見受けられる。このようなときに相続が開始する

と、後継者は課税の特例を適用することが出来ずに多額の相続税を納付することとなり、円滑な事業承継を阻害されることとなってしまいます。そこで、一定の要件（例えば5年間の事業継続等）のもとに、使用貸借されていた場合においても適用を認めるべきである。

（関係法令 租税特別措置法第69条の4）

43

農地等の相続税の納税猶予について、申告期限までに未分割の場合でも、申告期限後3年以内に分割された場合には、適用可能とすること。

【理由】

農業経営を継続する意思があるにもかかわらず、分割協議が申告期限までに成立しないために農地等に対して多額の相続税が課されると、その後の農業経営が困難となる場合がある。市街化区域内農地であっても、周囲が農地であるため宅地化が不可能である場合、また宅地化の意思が全くない場合においても、宅地並み評価によって農地に高額な評価額が付されるために遺産分割協議が成立しにくくなる。そのため、相続税の小規模宅地等の特例と同様の措置が必要である。

（関係法令 租税特別措置法第70条の6）

44

財産評価において、土地の上に老朽化した未利用の建物が存在する場合で、相続税申告期限内にその建物を解体撤去したときは、建物の評価をゼロにするとともに土地の評価から建物の解体撤去費用を控除すべきである。

【理由】

現行の財産評価基本通達には、土地等の金額から建物の解体撤去費用を控除するという評価の考え方はない。しかし、アスベスト被害問題や産業廃棄物の適正処理のための各種法律により、鉄筋コンクリート等の解体撤去費用は多額であり、底地の土地の評価額以上に相当する場合も出ている。

実際の売買取引では土地の価額から建物の解体撤去費用を控除した価額で行われるのが通例であるから、相続税等の財産評価においてもこのような考え方を導入すべきである。

（関係法令 財産評価基本通達第2章第2節）

【消費税】

45

納税義務の免除及び簡易課税制度の適用は、基準期間ではなく課税期間の課税売上高により判定するように改め、簡易課税の選択は、事前届出制度ではなく確定申告書の提出時に簡易課税選択の有無を表示する方式に改めること。

【理由】

納税義務の免除については、基準期間の2年後の課税売上高が免税点を越えていても納税義

務が免除される場合があることは納税者に未だに浸透しておらず理解されにくい。

また、簡易課税制度は中小企業者の事務負担軽減の趣旨で規定されたものであるが、事前選択であることから、事業者側には選択リスクがあり、消費者側からは益税への批判がある。

しかし、実務上仕入税額控除の要件を満たすためには相当な事務負担を要することも事実であり、同要件の緩和の改正がないうちは、簡易課税制度にも、一定の意義が認められる。

以上の点を考慮し、益税を可能な限り防止し、納税義務者である事業者に事前選択による納税上のリスクを生じさせないように、免税・簡易課税の適用上の基準とする課税売上高は基準期間ではなく当該課税期間の課税売上高に改めるべきである。

(関係法令 消費税法第2条第1項第14号、第9条、第19条、第37条)

46

法人について、中間納付額を振替納税することを選択できる制度を創設すること。

(新 規) [理 由]

本制度を創設し消費税の滞納を未然に防止する措置をとるべきである。

(関係法令 消費税法第42条)

47

仕入税額控除を計算する際の「一括比例配分方式」から「個別対応方式」への変更制限を廃止すること。

[理 由]

現行法は「一括比例配分方式」を2年間継続適用後でなければ「個別対応方式」へ変更できないが、近年のIT化の発展等により、事務の簡略化も進んでおり、容易に個別対応による仕入税額計算が可能になってきている。そこで2年間の継続適用要件を廃止し、いつでも変更可能にすべきである。

(関係法令 消費税法第30条第5項)

48

消費税法第30条（仕入に係る消費税額の控除）第7項を改正前の規定に戻すこと。

[理 由]

仕入税額控除の要件が「帳簿又は請求書等の保存」から「帳簿及び請求書等の保存」に改正されたが、次のような問題を生じることから改正前の規定と同様の内容とすべきである。

(1) 事業者の事務負担を必要以上に増加させることになる。

(2) 帳簿の記載内容に不備があるということを理由に実際に負担した仕入税額が控除できないという制度は納税義務者の理解が得られない。

(関係法令 消費税法第30条第7項、第8項、第9項、同法施行令第49条)

49

調整対象固定資産の課税仕入れを行った日の属する課税期間初日から3年間の免税事業者の課税選択及び簡易課税制度の適用制限規定を廃止すること。

[理 由]

平成 22 年度税制改正により、上記調整対象固定資産の取得に伴い、多額の設備投資等による消費税の還付申告を行った場合において、消費税の課税の適正化の観点から設けられたものである。

しかし、この規定は本来個別の事案として対応すべきものである。いたずらに税制を改正し、納税者の消費税の課税処理について負担を重くしている。過剰な対応の見直しを図るべきである。

(関係法令 消費税法第 9 条第 7 項、第 37 条第 2 項)

50

代物弁済は資産の譲渡等に含まれているが、特定の場合の代物弁済は非課税とすること。同様に破産手続きにおける資産の譲渡等についても非課税とすること。

[理 由]

所得税法においては、資力を喪失して債務を弁済することが著しく困難である場合における強制換価手続きによる資産の譲渡所得に対しては所得税が課税されない。しかも、強制換価手続きによらない場合であっても、資力を喪失し債務を弁済することが著しく困難であり、かつ、強制換価手続きによる執行が避けられないと認められる場合の資産の譲渡による所得は、その譲渡の対価が債務の弁済に充てられたものに限って非課税とされているが、この場合には一定の代物弁済も含まれている。従って、消費税法においても、その納付の事実上の困難性を考慮して、債権者から清算金を取得しない代物弁済や、債権者から清算金を取得する代物弁済であっても、その清算金の全部をその代物弁済により消滅した債務以外の他の債務の弁済に充てたものは非課税とすべきである。

同様に破産により清算手続きに入った場合において、破産財団の資産を譲渡した場合も、当該譲渡については非課税とすべきである。

(関係法令 消費税法第 2 条第 1 項第 8 号、第 6 条)

51

介護保険適用の介護用品のレンタルについては、全て非課税とすること。

[理 由]

身体障害者用物品以外の貸与は、介護保険の適用対象となっても、消費税の課税となってしまうため、介護保険適用の介護レンタルについては、全て非課税とすべきである。

(関係法令 消費税法第 6 条 別表第一)

消費税と石油関連諸税との併課（二重課税）について見直すこと。

[理 由]

平成元年の消費税法施行にあたり、入湯税・砂糖消費税・物品税等は廃止され、酒税・たばこ税は税率引き下げが実施されたが、ガソリン税・石油ガス税等の石油関連諸税については、「道路特定財源である」という理由から何も調整が行われず、単純併課されて現行に至っている。しかし、平成 21 年 4 月より、ガソリン税等の道路特定財源は廃止されており、消費税との調整が出来ない理由は解消されている。

消費税率の引上げが決定しており、これら消費税と石油関連諸税の二重課税については早急に抜本的見直しを行うべきである。

(関係法令 消費税法第 4 条)

【 印紙税 】

印紙税の廃止を含め簡便、明瞭な税体系に縮減すること。

[理 由]

文書作成行為の背後にある経済的利益にはそれぞれ所得税、消費税等の課税がなされているため、あえて文書作成行為に担税力を見出して課税する必要がないものも多くあり、また、eコマースが急速に普及してきている現在の商取引において紙文書と電子文書並びに国内文書と国外文書との間で課税の公平性に問題があり不合理である。(関係法令 印紙税法)

【 登録免許税 】

登録免許税法第 4 条「公共法人等が受ける登記等の非課税」の規定において、公共法人等の範囲に、「医療法第 42 条の 2 第 1 項に規定する社会医療法人」を追加すべきである。

[理 由]

社会医療法人制度の趣旨に鑑み、主たる目的に関連する登記等については、特例を認めるべきである。

(関係法令 登録免許税法第 4 条第 2 項)

【 地方税 】

給与所得者の給与所得以外の所得が 20 万円以下の場合には、所得税法と同様に地方税法

においても申告不要とすること。

[理 由]

所得税法において給与所得者に対し少額な所得につき非課税とすることの立法趣旨は、法の執行上の煩雑さと執行に伴う実効性にあると思われるが、このような法律の趣旨は地方税法においても同様に考える方がわかりやすい。

(関係法令 地方税法第 45 条の 2)

56

個人住民税の普通徴収の納付を 12 分割とすること。

[理 由]

現行法の普通徴収は年 4 回での分割納付となっている。滞納の防止の観点から、普通徴収についても特別徴収と同様に 12 分割とすべきである。それにより納付しやすくなり、滞納の未然防止となる。

(関係法令 地方税法 319 条の 2、320 条)

57

売買・贈与等により所有権移転登記が完了した不動産につき、錯誤を理由に当該所有権移転登記が取消された場合には、不動産取得税を賦課徴収しないこと。

[理 由]

売買・贈与等により所有権移転登記が完了した不動産につき、錯誤による場合には、所得税法、相続税法においてそれぞれ「所有権移転はなかったものとする」取り扱いがある。しかし、不動産取得税についてはこのような取り扱いがなされていないため、不動産取得税が賦課徴収されたままとなる。このように実質的な流通がなされていない場合には、納税者への不当な税負担の増大を回避し、所得税法、相続税法との整合性を図るためにも不動産取得税を賦課徴収しないように改正すべきである。但し、一部の自治体においては、自治体の裁量により、錯誤の内容を確認のうえで賦課徴収しない場合があるようであるが、納税者間で不公平が生じないよう、総務省より取り扱い通達を出し全国一律の取り扱いとすべきである。

(関係法令 地方税法第 73 条の 2)

58

上場株式等以外の少額配当等については、所得税法と同様に地方税法においても申告不要制度を選択できるようにすること。

(新 規) [理 由]

所得税法では、上場株式等以外の配当等で 1 回に支払いを受ける配当等の額が 10 万円に配当計算期間の月数を乗じて 12 で除して計算した金額以下の場合（以下、少額配当等）には、確定申告不要制度を選択できるが、地方税法にはこの規定がないため、少額配当等の場合でも、申告が必要となる。

このように、国税と地方税の規定が同一でないと、実務上、申告漏れや記載漏れが生じやすくなってしまいうため、地方税法においても、上場株式等以外の少額配当等について、申告不要

制度を選択できるようにし、所得税法と同一にすべきである。

(関係法令 租税特別措置法第 8 条の 5、地方税法第 71 条の 27)

59

地方税の均等割課税標準となる資本金等の額から、欠損金に充当するために取崩した無償減資等の金額を除く措置をすべきである。

【理 由】

欠損補填は、企業再生のスタートであり、やむを得ず行われるものである。担税力が落ちていくことから、これを考慮して事業税の外形標準課税制度では資本金基準から除外する措置がとられている。均等割の基準についても同様に除外する措置をとるべきである。

(関係法令 地方税法第 52 条、地方税法第 312 条)

60

事業税における社会保険診療報酬等の課税除外の特例措置を廃止すること。

【理 由】

地方税法において、事業税を課する事業範囲が定められているが、社会保険診療報酬等に対する課税除外措置については、税制における公平の立場から容認し難いものがある。税負担の公平の見地及び応能負担の原則から、これらの全面的な見直しを図るべきである。

(関係法令 地方税法第 72 条の 23)

61

事業所税を廃止すること。

【理 由】

事業所税の課税標準は、外形標準を課税客体とする他の地方税と重複する部分があり二重課税の側面がある。また、人口数を基礎とすることによる地域的な不公平と同一課税地域内においても免税点による不公平がある。さらに、雇用創出や産業育成に貢献する企業誘致等の産業政策上の阻害要因となっている面もあることから関連税制を整備のうえ、廃止すべきである。

(関係法令 地方税法第 701 条の 30～74)

62

給与所得者の個人住民税の特別徴収への一斉指定について、一定の小規模事業者に対しては、今までどおりに、普通徴収との選択を認めるべきである。

(新 規) 【理 由】

各県各市町村は、給与所得者の個人住民税に関して、特別徴収への一斉指定を強化している。これは、小規模事業者にとっては、事務負担が増すとともに、事業者の滞納の問題が発生してしまう可能性がある。そのため、従業者数が 10 人未満の小規模事業者については、従来どおり、特別徴収と普通徴収との選択を認めるべきである。

(関係法令 地方税法第 321 条の 4)

【 各税共通 】

63

公益の増進に著しく寄与する法人の範囲に、「医療法第42条の2第1項に規定する社会医療法人」を追加すべきである。

【理由】

社会医療法人の主たる目的に関連する寄付金については、特例を認め、寄付金を通じて特定の公益の増進に寄与せしめる必要がある。

尚、「医療法第42条の2第1項に規定する社会医療法人」とは、役員及び社員のうち、親族等の割合が3分の1を超えていないなど一定の要件に該当し、都道府県知事の認定を受けた医療法人をいう。

(関係法令 法人税法施行令第77条、所得税法施行令第217条)

64

法人税、消費税、法人道府県民税、法人事業税及び法人市町村民税の中間申告の規定のうち、いわゆる「予定申告」の制度を廃止して、「予定納税制度」とすべきである。

【理由】

予定申告は、申告納税制度の趣旨に沿うものの、中間申告書の提出がない場合のみなし規定からみて無意味なものとなっており、事務の煩雑さ等からみても廃止すべきである。

(関係法令 法人税法第71条、同法73条、消費税法第42条、同法第44条、地方税法第53条、同法第72条の26、同法321条の8)

65

法人税、消費税、法人道府県民税、法人事業税及び法人市町村民税の確定申告書の提出期限を、会社法の定時株主総会の開催に合わせて各事業年度終了の日の翌日から3ヶ月以内にする。

【理由】

現行法では、法人税等の確定申告書の提出期限の延長の特例により、提出期限を1ヶ月延長することができる場合があるが、この特例の存在自体が会社法の予定している内容と相違している。実務的には、多くの中小企業が2ヶ月以内に株主総会を開催しなければならず、会社法の定時株主総会の開催期限を税法が規定している形になっており不合理である。

(関係法令 法人税法第74条、消費税法第45条、地方税法第53条、同法72条の25、28、同法第321条の8)

66

社会保険診療報酬に対する所得計算の特例を廃止すること。

【理由】

社会保険診療報酬に対する所得計算の特例の適用対象者は、社会保険診療報酬が年間5,000

万円以下かつ総収入金額（経常的に生ずるもの以外の収益の額とされるべきものを除く）の合計額が年間 7,000 万円以下の医業又は歯科医業を営む個人及び医療法人である。したがって現在では限定的な適用となっている。しかし、一般の業種には収入金額に対し一定割合を必要経費とみるこのような特別の措置は見当たらない。本措置は、税負担の公平の理念に反するものであり、早急に廃止すべきである。

（関係法令 租税特別措置法第 26 条、同法第 67 条）

67

少額減価償却資産の取得価額の損金（必要経費）算入の特例について、適用要件を廃止し無条件で適用を受けられるようにすること。また、合わせて一括償却資産の特例を廃止すること。

【理由】

平成 15 年度税制改正により創設された中小企業者が取得した 30 万円未満の減価償却資産（少額減価償却資産）の取得価額の損金（必要経費）算入の特例において企業規模等の適用要件を設けることは、企業間に不公平が生ずることになり、経済活性化の効果も薄れる結果となる。また、一括償却資産については単に事務量を増やすだけとなっている。

（関係法令 租税特別措置法第 28 条の 2 同法第 67 条の 5 所得税法施行令第 139 条 法人税法施行令第 133 条の 2）

※ 『平成 26 年度税制改正大綱』7 頁

〔延長・拡充等〕…中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の適用期限が 2 年延長された。

68

次のような少額資産は、金額が少額であり管理が煩雑であるので、全額損金算入を認めるべきである。

【理由】

（1）リサイクル法の施行により、預託金部分の税務上の取扱について資産計上することとされる部分。

（関係法令 自動車リサイクル法第 73 条～79 条）

（2）電話加入権については、取得時に全額を損金（必要経費）算入することを認めるとともに、現在、計上されている電話加入権については、一定期間（例えば 10 年）で均等償却して損金（必要経費）算入することを認めるべきである。

69

固定資産税（償却資産税）と少額減価償却資産の特例での資産に係わる取扱に一元性を持たせるべきである。

【理由】

固定資産税（償却資産税）と少額償却資産の特例との間で取扱の乖離が見られ、一物の管理が二重になり対応が煩雑になっている。少額減価償却資産については、償却資産税対象資産か

らの除外規定を盛り込むことで一元管理を可能とすべきである。

(関係法令 地方税法第 349 条の 2、租税特別措置法第 28 条の 2、同法第 67 条の 5)

70

事業用定期借地権の一時金については、「土地の上に存する権利」から除外する規定を設けると共に税務上の繰延資産に該当するものとして処理すること。

【理由】

定期借地権の一時金は、事業用借地権のように定期借地権契約の期間満了により土地を利用する権利が消滅することが明確な契約であれば、前払賃料としての性格の有無に関係なく、契約期間の経過に応じて損金算入すべきである。

(関係法令 法人税法施行令第 12 条①、法人税法施行令第 14 条⑥^ロ、所得税法施行令第 5 条①、所得税法施行令第 7 条① 4 号^ロ)

【 税務行政 】

71

租税法の公定解釈に関する事前表明手続きの法的安定性の担保を図ること。

【理由】

課税当局に対して事前に法令の解釈・適用についての表明を求めることができるのならば、納税者にとって法的予測可能性という見地から有用であるばかりか、課税当局にとっても紛争の未然防止に資することとなる。

これに対し国税庁は平成 13 年に「事前照会に対する文書回答手続きの事務運営指針」を公表し、さらに平成 16 年に一定の要件の下で文書回答手続きの対象とした。しかしながら、その運営では事前照会者名等の公表や回答期限の定めのないこと等、納税者にとって使い勝手の悪さが散見されたため各方面から改善要望が出され、平成 20 年 3 月改正によりそれらが改善されたところである。

わが国における文書回答手続では、照会者に対して回答したことが事後的に否認されることも可能性として在り得る。現行の文書回答手続は、納税者の予測可能性の要請に応えるものとして位置付けることができるが、あわせて納税者の予測可能性に法的安定性をもたせるために文書によって課税当局の公定解釈を求めるアドバンス・ルーリング制度を創設すべきである。

72

国税通則法第 96 条第 2 項は、「審査請求人は原処分庁が任意提出した証拠書類等を閲覧することができる」旨規定しているが、審判官が同法第 97 条に基づく職権調査によって収集した証拠書類等については、閲覧できる旨の規定がない。

このため処分理由となる証拠書類等については、原処分庁に提出義務を課すとともに、裁決の基礎とした証拠書類等は、職権調査で収集したものであっても全て審査請求人の閲覧対象となるよう法律改正をすべきである。

[理 由]

国税通則法第 96 条は、「原処分庁は、処分の理由となった事実を証する書類その他の物件を担当審判官に提出することができる」旨規定（任意提出）し、同条第 2 項は上記のとおり、これを審査請求人が閲覧請求できる旨を規定している。しかし、原処分庁は、審査請求人による閲覧を回避するため、証拠書類をほとんど提出しないのが実情である。

また、審判官は職権調査（同法第 97 条）によって証拠収集するので、原処分庁が証拠書類等を提出しなくても審理上の不都合はないが、職権調査によって収集した証拠書類等は審査請求人の閲覧対象とならない。

したがって、極言すれば、課税処分時に納税者に証拠書類を示さず、更に不服申立て段階でも判断の礎となった証拠書類等を審査請求人の閲覧に供することなく裁決される場合も想定され、審判手続きの公平性や透明性の確保の観点から法律改正すべきと考える。

（関係法令 国税通則法第 96 条、同法第 97 条）

73

いわゆる法定外資料の収集については、適正化をはかり緊急かつ最小限のものに留めること。

[理 由]

納税者は、課税庁から法定外資料の照会や提出を求められることがあるが、その作成には相当の手間・時間を費やすのが現状である。したがって、納税者の過度の負担にならないよう法定外資料の照会や提出については、廃止も視野に入れ、緊急かつ最小限のものに留めるべきである。

74

住宅借入金等特別控除制度においては、転勤等で居住できなくなった場合でも転勤等から戻って再居住した場合の適用が用意されている。この適用要件である所轄税務署長への転勤時までの届出書の提出に関して、その届出期限を延長すること。

[理 由]

会社員等の転勤は、時間的に十分に余裕をもって事前に通知されることは少なく、人事異動通知があると、子供の転校手続き、引越し作業、仕事の引継ぎなどに追われ、住宅借入金等特別控除制度にかかる所轄税務署長への届出書の提出までは注意が働かないのが通常である。実務的に厳しすぎる要件のためにせっきくの住宅借入金等特別控除制度を途中から適用できなくなるケースが生じている。

したがって、届出期限を現行の家屋を居住の用に供しなくなる日までではなく、たとえば、転勤あった日の年度の翌年 3 月 15 日までにするなど、届出期限を延長することにより、利便性のある制度に改めるべきである。

（関係法令 租税特別措置法第 41 条第 11 項、第 12 項 租税特別措置法施行規則第 18 条の 21 第 16 項）

申告書等閲覧サービスに関して申告書等のコピーを認めること。

[理 由]

平成 22 年 6 月 28 日事務運営指針にある通り閲覧中は窓口担当者が立ち会うことになっている。閲覧の時間は通常 1 時間は越える。コピーを認めれば担当者の立会コスト等の行政コストは削減され、事務効率も向上し納税者の利便性も上がる。

(事務運営指針：申告書等閲覧サービスの実施について)

76 電子申告関係

(1) 電子申告については、24 時間、365 日、いつでも申告を受付けるべきである。
--

[理 由]

電子申告については制度の導入以来普及してきているところである。しかし、現行の運用では、電子申告を受付する時間帯が限られており、インターネット環境を利用するメリットを享受できない状態にある。国民の利便性に配慮し、電子申告については、24 時間、365 日いつでも受け付ける運用とすべきである。

(2) 電子申告時には PDF 等での添付書類送信も可能とすべきである。

[理 由]

現状の電子申告システムでは、例えば、法人設立届を提出する際に添付書類として提出する定款の写しや登記事項証明書のように、一部を紙で提出せざるを得ないものも少なくない。

これを今では一般的になっている、PDF 等に変換したデータを添付して送信することを可能にすることにより、さらに電子申告の利便性が高まり普及の促進が期待できると考える。

(関係法令 国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令(平成 15 年 7 月 14 日財務省令第 71 号))

むすびに

前述のように、本会は、本年も東北各地の税務の現場で税理士業務を行う会員から提言された前向きな税制改正建議の意見に基づき、数多くの建議事項を提示することができた。建議事項の取りまとめにあたっては、税理士の社会的使命を認識し、従来からの建議方針である「税務に関する専門家としての実務的な視点からの建議」を行うよう配慮したつもりである。

さて、平成 25 年 12 月 12 日自由民主党・公明党の税制調査会で、平成 26 年度税制改正大綱がまとまった。政権与党も 2 年目に突入し安定多数の国会運営を武器に、景気回復の底固めを図ろうと躍起になっている印象が強い。企業の投資行動を加速させ、賃金上昇を促すための誘導とも思われる税制改正が「大綱」から読むことが出来る。その一方で、全体としては具体的な改正に消極的な項目も多く見受けられる。特に、本会がこれまで要望し続けている復興関連税制等に関する要望事項については実現できた事項はあまりにも少なすぎる。被災地の現状を踏まえ、被災地の納税者及び事業者が利用しやすい税制改正を要望したい。

本当の意味での強いニッポンに復活するために、我々税理士や税理士会もまた、各方面から様々な役割を期待されている。我々は、これからもさらに積極的にあるべき税務行政の方向性について意見表明を行っていく必要があると考える。今後も、不断の調査研究活動から得た知見を生かし、より有意義な税制改正建議に結びつけることを今後の課題としてここに提示して、本税制改正建議書を締めくくりたい。